

資料 No. 1

大健保動セ第 17 号  
令和 8 年 1 月 30 日

学区自治連合会長 各位

大津市保健所  
所長 中村 由紀子

狂犬病予防集合注射の実施に伴う会場の借用について（お知らせ）

平素は、保健所業務の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、動物愛護センターでは、公衆衛生の向上を図るため、狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録業務を実施しているところでありますが、当該業務におきまして、毎年 4 月に狂犬病予防集合注射の会場として、一部の自治会館前を借用いたしております。

つきましては、会場借用いたします自治会館を管理しておられます自治会長各位に、会場借用依頼文を送付いたしますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

担当課  
大津市動物愛護センター  
担当：山川・井上  
TEL : 077-574-4601  
FAX : 077-574-4550  
Mail : otsu1442@city.otsu.lg.jp

大健保動セ第 17 号  
令和 8 年 1 月 30 日

自治会長 各位

大津市保健所  
所長 中村 由紀子

狂犬病予防集合注射の実施に伴う会場の借用について（お願い）

平素は、保健所業務の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、公衆衛生の向上を図るため、狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録業務を実施しているところです。

令和 8 年度の狂犬病予防集合注射の実施につきまして、誠に勝手ながら、別添資料のとおり計画しましたので、貴自治会が管理されます施設を会場として借用いたしたく、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

※ 集合注射会場として、自治会館前を使用いたします（自治会館内には立ち入りません）が、自治会役員様の会場立会いは不要です。

なお、貴自治会の役員改選がございましたら、本案件について引き継ぎをお願いいたします。

担当課 大津市動物愛護センター 担当：山川・井上 TEL：077-574-4601 FAX：077-574-4550 Mail：otsul442@city.otsu.lg.jp
---

令和8年度狂犬病予防事業計画

一次集合注射

※大津市自治連合会定例会後、各自治会管理の施設にマーカーを付け、依頼文を送付する

二次集合注射

日付	時間	学区	会場名	日付	時間	学区	会場名	日付	時間	学区	会場名	日付	時間	学区	会場名
4月10日(金)	09:40~09:50	葛川	葛川市民センター	4月14日(火)	10:50~11:20	中央	中央市民センター	4月17日(金)	14:00~14:30	仰木の里	動物愛護センター	5月18日(月)	13:30~13:40	木戸	木戸市民センター
	10:30~10:40	伊香立	上龍華自治会館		10:00~10:30	逢坂	大津駅前児童公園		13:30~13:40	雄琴	雄琴臨水公園		14:10~14:20	和邇	和邇文化センター
	10:55~11:05	伊香立	下龍華市民運動広場駐車場		15:10~15:20	逢坂	朝日が丘自治会館		09:40~10:00	日吉台	日吉台市民センター		14:50~15:00	真野北	真野北市民センター
	15:10~15:20	伊香立	伊香立市民センター		11:00~11:20	膳所	滋賀県衛生科学センター駐車場		10:20~10:40	坂本	真盛園北側職員駐車場		15:20~15:30	堅田	堅田市民センター
	11:20~11:40	真野北	真野北市民センター		13:30~13:50	膳所	膳所市民センター		11:00~11:20	坂本	坂本市民センター		15:10~15:30	仰木の里	動物愛護センター
	09:40~09:50	小松	小松市民センター		10:00~10:30	富士見	富士見市民センター		09:40~09:50	下阪本	若宮神社		14:00~14:10	下阪本	下阪本市民センター
	10:10~10:40	小松	南小松公民館		13:30~13:50	富士見	秋葉台南児童公園		10:10~10:40	下阪本	下阪本市民センター		14:30~14:40	坂本	坂本市民センター
	11:00~11:10	小松	北比良会館		14:10~14:20	平野	南湖城が丘自治会館		11:00~11:20	唐崎	際川三丁目自治会館		13:30~13:40	滋賀	滋賀市民センター
	11:30~11:40	木戸	南比良公民館		14:20~14:50	平野	平野市民センター		13:30~14:00	唐崎	唐崎デイサービスセンター		13:30~13:50	山中比叡平	山中比叡平市民センター
	13:30~13:50	木戸	木戸市民センター		14:40~15:20	平野	鶴の里公園		10:00~10:10	南郷	晴嵐台自治会館		14:20~14:30	藤尾	藤尾市民センター
	14:20~14:30	和邇	栗原会議所		10:00~10:30	田上	田上市民センター		10:40~11:00	大石	桜谷パークタウン自治会館		14:50~15:00	逢坂	大津駅前児童公園
	14:50~15:20	和邇	和邇文化センター		10:50~11:00	田上	関津自治会館		11:20~11:30	大石	大石グリーンハイツ自治会館		13:30~13:40	中央	中央市民センター
	13:30~13:50	小野	朝日二丁目集会所		11:20~11:30	田上	黒津町自治会館		13:30~13:50	大石	大石市民センター		14:00~14:20	平野	平野市民センター
	14:10~14:40	小野	小野市民センター		13:30~13:40	田上	田上市民体育館		14:30~14:40	富士見	北大路三丁目自治会館		14:40~15:00	膳所	膳所市民センター
4月13日(月)	09:40~09:50	真野	中村会館	4月15日(水)	13:30~13:40	上田上	上田上大鳥居自治会館	4月21日(火)	14:50~15:10	富士見	若葉台公園	5月19日(火)	13:30~13:50	富士見	富士見市民センター
	10:20~10:30	真野	大野自治会館		14:00~14:10	上田上	上田上市民センター		10:00~10:30	晴嵐	晴嵐市民センター		14:10~14:30	晴嵐	晴嵐市民センター
	13:30~13:40	真野	真野市民センター		10:00~10:20	青山	桐生町自治会館		10:45~10:55	晴嵐	南消防署		14:50~15:00	石山	石山市民センター
	14:00~14:10	真野	真野浜水泳場入口		10:40~11:30	青山	青山市民センター		15:00~15:20	晴嵐	幻住庵大型バス駐車場		14:50~15:10	南郷	南郷公園市民プール前
	09:40~09:50	堅田	堅田市民センター		14:00~14:20	南郷	千町公民館		11:10~11:30	石山	石山市民センター		14:10~14:30	大石	大石市民センター
	10:10~10:20	堅田	衣川自治会館		13:30~14:30	山中比叡平	山中比叡平市民センター		13:30~13:50	石山	平津会館		13:40~13:50	田上	田上市民センター
	11:00~11:20	堅田	堅田漁業会館		10:50~11:20	滋賀	滋賀市民センター		14:10~14:20	石山	西武石山団地進入道路沿い北側官舎駐車場		13:40~14:00	瀬田北	瀬田北市民センター
	10:40~10:50	仰木	仰木市民センター		13:30~13:40	滋賀	皇子が丘児童館		10:00~10:30	晴嵐	晴嵐市民センター		14:20~14:40	瀬田東	瀬田東市民センター
	11:10~11:20	雄琴	千野会議所		10:00~10:20	唐崎	穴太会議所		10:00~10:40	瀬田南	瀬田南市民センター		15:00~15:20	瀬田	瀬田市民センター
	13:30~14:10	仰木の里	動物愛護センター		14:00~14:30	長等	陸上競技場駐車場		11:00~11:20	瀬田南	上野郷原自治会館		15:00~15:20	瀬田南	瀬田南市民センター
4月16日(木)	10:00~10:20	藤尾	稲葉台自治会館	4月22日(水)	10:00~10:20	藤尾	稲葉台自治会館	4月22日(水)	13:30~13:40	瀬田	庄山自治会館	5月21日(木)	13:40~14:00	青山	青山市民センター
	10:40~11:20	藤尾	藤尾市民センター		10:00~10:20	藤尾	藤尾市民センター		14:00~14:20	瀬田	瀬田市民センター		14:20~14:30	上田上	上田上市民センター
					10:00~10:20	唐崎	穴太会議所		10:00~10:40	瀬田南	瀬田南市民センター		10:00~10:20	瀬田北	萱野浦自治会館
					14:00~14:30	長等	陸上競技場駐車場		11:00~11:20	瀬田南	上野郷原自治会館		10:50~11:20	瀬田北	瀬田北市民センター
					10:00~10:20	藤尾	稲葉台自治会館		13:30~13:40	瀬田	庄山自治会館		13:30~13:40	瀬田東	東消防署
					10:40~11:20	藤尾	藤尾市民センター		14:00~14:20	瀬田	瀬田市民センター		13:50~14:20	瀬田東	瀬田東市民センター
									10:00~10:20	瀬田北	萱野浦自治会館				
									10:50~11:20	瀬田北	瀬田北市民センター				

資料No. 2

大女連第1号

令和8年1月30日

学区自治連合会長様

大津市女性防火クラブ連合会

会長 徳永 恵美子

広報誌「赤バケツ第36号」の配布について（お願い）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の事業推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当連合会はクラブ員相互の協力のもと、「自分達の地域から火を出さない。自分達の地域は自分達で守る。」を合言葉に、クラブ員の確保や各クラブの活動を充実させ、安心・安全な地域づくりのため活動に取り組んでおります。

この度、地域に根ざした広報活動の一つとして、また当連合会の活動を市民の方々に知っていただくため、標記広報誌「赤バケツ第36号」を発刊いたしました。

つきましては、各家庭でご覧いただくため、当連合会配布物の依頼文及び広報誌を自治会長様へ組回覧についてご依頼する旨、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、自治会長様宛依頼文及び広報誌につきましては、2月上旬に支所経由でお届けいたします。

大津市女性防火クラブ連合会事務局

(消防局予防課内) 武田・安田

Tel 077-525-9902 Fax 077-525-9904

E-mail [otsu2353@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu2353@city.otsu.lg.jp)

資料No. 2

大女連第1号

令和8年1月30日

自治会長様

大津市女性防火クラブ連合会

会長 徳永 恵美子

広報誌「赤バケツ第36号」の回覧について（お願い）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当連合会の事業推進に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当連合会はクラブ員相互の協力のもと、「自分達の地域から火を出さない。自分達の地域は自分達で守る。」を合言葉に、クラブ員の確保や各クラブの活動を充実させ、安心・安全な地域づくりのため活動に取り組んでおります。

この度、地域に根ざした広報活動の一つとして、また当連合会の活動を市民の方々に知っていただくため、標記広報誌「赤バケツ第36号」を発刊いたしました。

つきましては、各家庭でご覧いただくため、当連合会の広報誌「赤バケツ第36号」の組回覧についてご配慮賜りますようお願い申し上げます。

大津市女性防火クラブ連合会事務局  
（消防局予防課内）武田・安田  
Tel 077-525-9902 Fax 077-525-9904  
E-mail [otsu2353@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu2353@city.otsu.lg.jp)

# 赤バケツ



第 36 号

編集発行：大津市女性防火クラブ連合会  
 大津市御陵町3番1号(消防局予防課内)  
 責任者：徳永 恵美子  
 印刷所：社会福祉法人いしづみ会

地域を繋ぐ こころを繋ぐ

大津市女性防火クラブ連合会

会長 徳永 恵美子



女性防火クラブの皆様には、日頃から家庭防火・地域防火にご尽力いただき誠にありがとうございます。ごさいます。

昨年は、台風による風水害や住宅火災、林野火災など災害の多い年でした。

また、青森県東方沖を震源とする震度6強の地震があり「北海道・三陸沖後発地震注意報」が発令されました。各地での災害で尊い人命と大切な財産が失われました。災害に遭われました皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

私たち女性防火クラブは今後も「自分たちの地域は自分たちで守る」という信念と連帯意識の下に、災害に強い安心安全なまちづくりのため、様々な活動に取り組んでまいります。また、一人でも多くの方に女性防火クラブの活動に参加していただきたくと考えておりますので、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。大津を火災の無いまちにしましょう。



## 大津市総合防災訓練

南ブロック石山寺辺女性自衛消防隊

### 災害は「日時、天候関係なし！」

令和7年11月9日(日)に日吉台小学校をメイン会場として実施されました。ここ数年にはなかった、雨天での開催で足元はぬかるみ、雨に打たれ、冬本番の寒さでしたが、災害は「日時、天候関係なし！」と、再認識させられる良い機会でした。私たちは、防火広報啓発コーナーの担当で、住宅用火災警報器の定期的な点検、10年を目安とした取り替え推奨の啓発を行いました。



“警報器はつけているが、1度も点検をしたことがない。どうやるの？”とおっしゃる声が多かった気がします。実際の警報器(デモ用)のボタンを押され“家にも点検用ボタン(ひも)があったのね”と興味津々で多くの方が体験されていました。一般社団法人日本火災報知機工業会のホームページに「住宅用火災警報器交換診断シート」がアップされていますので、各ご家庭でも交換診断してみてください。 <https://www.torikaeru.info>

## ブロック研修会

令和7年9月21日(日) 大津市東消防署 東ブロック新免女性消防隊

### 「地震に備えて感震ブレーカー」

合言葉は、「意識がなければ『119』」

今回行われた研修会では、私達隊員14名が参加し、以下の内容について学びました。

- ① 感震ブレーカーについて
- ② 心肺蘇生法、傷病者の搬送と移乗
- ③ 「AED GO」 AED 運搬支援アプリ

その中から2点お伝えします。

まず、感震ブレーカーです。地震が起こった後、停電することがあります。その地震の揺れを感じた時、各家庭でブレーカーをOFFにする為の装置です。電気の復旧後、家電製品からの出火を防ぐ事ができます。各家庭の主ブレーカーに感震ブレーカーを取り付けたり、コンセントに個別に取り付けたりすることができるそうです。メインのブレーカー取り付けは、工事費用も掛かりますが、コンセントタイプなどは、比較的安価で家電量販店やホームセンター等で購入でき、取り付けも個人で簡単にできるそうです。地震に備えてぜひ取り付けておきたいと思いました。

2点目は、救命講習の際に何度も繰り返された合言葉です。こんな場合は、躊躇しないで救急車を呼んでください。と人が倒れている。呼びかけても肩をたたいても返事がない。意識がない。「意識がなければ『119』」

後は、呼吸の有無を確かめ、心肺蘇生法を繰り返しながら、救急車の到着を待つ。身近で起こりうるいろいろな場面や対象者を想定した場面においても救命講習を行いました。どの場面でも、繰り返し指摘された言葉が、「意識がなければ『119』」です。

合言葉は、「意識がなければ『119』」



### 頑張ってます！女性防火クラブ活動

永年の女性防火クラブ活動に対し、表彰を受けられたクラブ員を紹介します。

#### 第77回日本消防協会定例表彰 優良女性消防隊員表彰

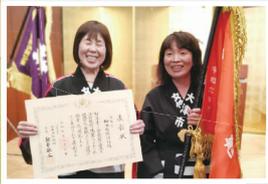


個人

女性防火クラブ理事  
金子 みすずさん

団体

柳田女性消防隊のみなさま



### 令和8年大津市消防出初式 大津市女性防火クラブ連合会優良章表彰・功労章表彰

優良章表彰

新免女性消防隊 西村 修子さん

功労章表彰

坂本8区女性消防隊 山本 理万さん  
坂本8区女性消防隊 富永 妙子さん

市政功労者表彰

大津市女性防火クラブ連合会  
副会長として15年6カ月  
藤上 佐千子さん

### 応援しています!!

令和6年

### 能登半島地震 災害義援金



令和6年1月に発生した能登半島地震で被災された皆様によりお見舞い申し上げます。大津市女性防火クラブ連合会は、被災地義援金活動を通してご協力いただいた義援金10,457円を石川県へお届けしました。ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。今後も当連合会の義援金活動に対し、皆様のご協力をお願いいたします。

### 令和8年 消防出初式に参加して

#### 中ブロック坂本8区女性消防隊

令和8年1月11日(日)、恒例の大津市消防出初式が、大津市民会館となぎさ公園おまつり広場にて開催されました。



今年一年が災害のない平穏な年でありますように。

### 全体研修会

令和7年7月5日(土) 大津市中消防署  
北ブロック高城女性消防隊

防火・防災講座では家庭でよく使用されている様々な燃焼機器の事故の実態と



安全・安心な使い方が紹介されました。普段は大丈夫でも、少しの気の緩みやうっかりで事故につながると気づかれました。

風水害疑似体験では、たった50cmの水深で扉が開かないとか、水流に逆らって歩く困難さを体験しました。

「自分に限っては大丈夫」「この程度なら大丈夫」と過信しがちですが、日頃からコンロなどの燃焼機器の正しい使用を意識することや水の怖さをあらためて学ぶことができました。

### 防災豆知識

#### 地震の時に電気火災を防ぐ味方 “感震ブレーカー”

地震によって停電したあとに倒れた電気ストーブや傷んだ配線などに通電される時に起こる火災を「通電火災」といいます。この通電火災は、感震ブレーカーを設置することでブレーカーを切って避難する余裕がない場合や不在時にも未然に防ぐことができます。



火災の発生を完全にゼロにするものではありませんが、発生リスクを大幅に低減できる有効な手段です。わが家に設置する感震ブレーカーは、どのタイプが良いのか検討して設置しましょう。

分電盤タイプ(内蔵型)	分電盤タイプ(後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。 5~8万円(標準的なもの)	分電盤に汗疹機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能 2万円	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。 約5,000円~2万円	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。 約3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むタイプだけのものがある	電気工事が必要

〈消防庁予防課通知より抜粋〉



詳しくはHPを **検索**

大津市女性防火クラブ連合会

<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/075/2353/kasaiyobo/se/index.html>

学区自治連合会長 様

大津市長 佐藤 健司

**広報紙配布先等変更届の配布について（依頼）**

余寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の発展に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

広報おおつ等の配布につきましては、自治会役員の皆様のご理解とお力添えにより、各ご家庭にお届けいただいております、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、新年度の役員改選時期を迎えるにあたり、例年と同様、各支所を通じて貴学区の自治会長の皆様に「広報紙配布先等変更届」を送付させていただきますので、変更のある場合は、別紙の変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

また、今回より提出方法を、持参・FAX・郵送に加えて、新たに電子申請を追加しました。お手続きが便利ですので、ぜひご利用いただきますよう、よろしく申し上げます。

## 記

**1 広報紙配布先等変更届（様式）**

別紙のとおり（変更届は、本日ご了承を賜った後、支所に送付させていただきます）

**2 発行号に対する提出期限等**

発行号	支所・広報課への提出期限	広報配達日
4月号	3月2日(月)	3月18日(水)～20日(祝・金)
5月号	4月1日(水)	4月22日(水)～24日(金)
6月号	5月7日(木)	5月21日(木)～23日(土)

※7月号以降の年間配送予定表は、5月号に同封させていただきます。

**3 提出方法****【裏面へ】**

## 【提出方法】

① 広報課または支所へ、持参・FAX・郵送（郵送の場合は広報課へ 〒520-8575 御陵町 3-1）

② 電子申請から（二次元コードを読み取ってください）

▶令和8年4月号～6月号までの変更はこちら



この二次元コードの使用は  
令和8年5月7日（木）まで

▶令和8年7月号～令和9年3月号までの変更はこちら

この二次元コードの使用は  
令和8年5月8日（金）から  
令和9年2月10日（水）まで



新しく登録する（変更後）情報

新しく登録する箇所のみ入力してください。  
部数やお届け先で、現在の登録情報から変更しない箇所は、空欄のまま申請してください。

変更希望号 **必須**

配送の手配の都合上、ご希望に添えない場合があります。  
先の号を選択することもできます。

4月号（配達開始3月11日）  
5月号（変更受付締切4月1日）  
6月号（変更受付締切5月7日）

新しいお届け先 氏名

宛名（氏名または建物名）を入力してください。

申請者と同じ  
 申請者と異なる

新しいお届け先 郵便番号

郵便番号  住所検索

電子申請画面一例

## 4 その他

変更が無い場合は、「広報紙配布先等変更届」を提出していただく必要はございません。

### 【問い合わせ先】

〒520-8575 大津市御陵町 3 - 1

大津市広報課 担当：中島、下田、音部

☎528-2703 FAX522-8706

自治会長様

大津市長 佐藤 健司

## 広報紙配布先等変更届の提出について(依頼)

余寒の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の発展に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

広報おおつ等の配布につきましては、自治会役員の皆様のご協力により、各ご家庭にお届けいただいております。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、新年度の役員改選時期を迎えるにあたり、例年と同様、各支所を通じて貴学区の自治会長の皆様に「広報紙配布先等変更届」を配布させていただきます。変更のある場合は、別紙の変更届をご提出いただきますようお願いいたします。

また、今回より提出方法を、持参・FAX・郵送に加えて、新たに電子申請を追加しました。お手続きが便利ですので、ぜひご利用いただきますよう、よろしく申し上げます。

### 記

#### 1 広報紙配布先等変更届(様式)

別紙のとおり

#### 2 発行号に対する提出期限等

発行号	支所・広報課への提出期限	広報配達日
4月号	3月2日(月)	3月18日(水)～20日(祝・金)
5月号	4月1日(水)	4月22日(水)～24日(金)
6月号	5月7日(木)	5月21日(木)～23日(土)

※7月号以降の年間配送予定表は、5月号に同封させていただきます。

#### 3 提出方法

【裏面へ】

## 【提出方法】

- ① 広報課または支所へ、持参・FAX・郵送（郵送の場合は広報課へ 〒520-8575 御陵町 3-1）
- ② 電子申請から（二次元コードを読み取ってください）

▶令和8年4月号～6月号までの変更はこちら



この二次元コードの使用は  
令和8年5月7日（木）まで

▶令和8年7月号～令和9年3月号までの変更はこちら

この二次元コードの使用は  
令和8年5月8日（金）から  
令和9年2月10日（水）まで



新しく登録する（変更後）情報

新しく登録する箇所のみ入力してください。  
部数やお届け先で、現在の登録情報から変更しない箇所は、空欄のまま申請してください。

変更希望号 **必須**

配送の手配の都合上、ご希望に添えない場合があります。  
元の号を選択することもできます。

4月号（変更受付締切3月11日）  
5月号（変更受付締切4月1日）  
6月号（変更受付締切5月7日）

新しいお届け先 氏名

宛名（氏名または建物名）を入力してください。

申請者と同じ  
 申請者と異なる

新しいお届け先 郵便番号

郵便番号

電子申請画面一例

## 4 その他

変更が無い場合は、「広報紙配布先等変更届」を提出していただく必要はございません。

### 【問い合わせ先】

〒520-8575 大津市御陵町 3 - 1

大津市広報課 担当：中島、下田、音部

☎528-2703 FAX522-8706

# 令和8年度 広報紙配布先等変更届

## ▼必ずご記入ください

配送コードNo. [                    ] <small>※送り状に記載（分かる場合で結構です）</small>	学 区	自 治 会
現在のお届け先	氏 名	電話番号
この届けに関する問い合わせ先	氏 名	電話番号（日中につながる番号をご記入ください）

## ▼変更内容

変更希望号	広報おおつ	月号から	※記載がない場合は可能な直近の号、手配終了後は次号から変更します。 (4月号は3月配送。5月号は4月配送)
新しい お届け先  <small>※楷書でご記入 ください。</small>	氏名		
	住所	大津市	
	電話番号		
	置き配について <small>(基本置き配)</small>	(どちらかに○) チャイムを鳴らす (    ) / チャイムを鳴らさない (    ) (不在時含む) 置き場所    ※配送ラベルに記載するため簡潔にご記入ください。	
部 数	(変更がある場合のみご記入ください) 広報おおつ _____ 部 に変更します		

\*今後、年度途中でも届出先や部数に変更が生じた場合は、広報課または支所にご提出ください。

\*個人情報（氏名、住所、連絡先）は、広報物の配送等に用いるため市関係部局・配送業者、または自治連合会に提供します。

【問い合わせ先】 広報課 電話：528-2703 FAX：522-8706

支所受付欄

## 「広報紙配布先等変更届」の記載時の注意事項について

▷多くの自治会様は、ご担当者様宅に配達していますが、ここ数年、仕分けの作業のしやすさ等の観点から、自治会館に直接配達をご指定いただく自治会様が増えております。一案として提示させていただきますので、ご検討ください。

※対象は、自治会館をお持ちで、置き配のためのケース等のご準備や場所の指定が可能な自治会様になります。

▷マンションで、現在管理人様宛のお届けの自治会は、引き続き管理人様宛であれば、変更届のご提出は不要です。

▷提出方法は2通りです。

① 広報課または支所へ、持参・FAX・郵送

(郵送の場合は広報課へ 〒520-8575 御陵町 3-1)

② 電子申請から (二次元コードを読み取ってください)

▶令和8年4月号～6月号までの変更はこちら



この二次元コードの使用は  
令和8年5月7日(木)まで

▶令和8年7月号～令和9年3月号までの変更はこちら

この二次元コードの使用は  
令和8年5月8日(金)から  
令和9年2月10日(水)まで



【裏面へ】

◆「必ずご記入ください」の項目の記載をお願いします

- ・『現在のお届け先』は、変更する際の確認となります。自治会名が重複している場合があります。
- ・『この届けに関する問い合わせ先』は、記載内容の確認のため連絡する場合がありますので、日中に連絡のつく電話番号をご記入ください。
- ・『配送コード』は送り状に記載されています。分からない場合は、空欄のままで結構です。

◆変更希望号の記載がない場合は、変更が可能な号に配送の手続きを行います。また、掲載希望号の配送手配終了後に変更届を提出いただいた場合は、次号からの変更となります。

◆配達「置き配」とさせていただきます。「チャイムを鳴らす」をご希望される場合も、ご不在時の場合の置き配場所をご指定いただきますようお願いいたします。

※置き配場所は、配送ラベルに表記されます。個人を特定されるような場所の指定にはご注意ください。

◆各号の締切

発行号	提出締切	広報配達日
4月号	3月2日(月)	3月18日(水)～20日(祝・金)
5月号	4月1日(水)	4月22日(水)～24日(金)
6月号	5月7日(木)	5月21日(木)～23日(土)

◆広報おおつ5月号に、「広報おおつ」「おおつ市議会だより」「パイプライン」「輝きびと」の一年間の配送予定表を同封します。年度内でお届け先が変更になる場合、お手数ですが新規担当者様に配送予定日の引き継ぎをお願いします。

事務連絡  
令和8年1月30日

学区自治連合会長 様

大津市防犯協会  
会長 佐藤 健司

**自治会における地域安全連絡所代表者及び地域安全委員の選任について（依頼）**

大寒の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動及び防犯施策に格別の御高配、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件に関しまして、大津市防犯協会では、地域の自主安全活動を効果的に推進することを目的に、各自治会から地域安全連絡所代表者及び地域安全委員を選出いただき、様々な防犯活動に取り組んでいただいているところです。

令和8年度につきましても、各学区自治連合会加入自治会の地域安全連絡所代表者及び地域安全委員の選任をお願いいたしますとともに、「令和8年度 地域安全連絡所代表者、地域安全委員報告書」につきまして、令和8年4月30日（木）までに大津市防犯協会事務局（自治協働課）宛で送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、地域安全委員につきましては、選出は任意であり、また、地域安全連絡所代表者による兼務も可能であることを申し添えます。

— 記 —

1. 添付書類 「令和8年度 地域安全連絡所代表者、地域安全委員報告書」

以上

大津市防犯協会事務局  
大津市役所 市民部自治協働課内  
担当：柳下、岸田  
〒520-8575 大津市御陵町 3-1  
Tel 077-528-2816 Fax077-523-0411  
Mail : otsu1130@city.otsu.lg.jp

# 大津市防犯協会地域安全協議会設置運営細則

## (趣旨)

第1条 この細則は、大津市防犯協会地域安全協議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (協議会の目的及び設置)

第2条 市民生活に危害を及ぼす犯罪、事故及び災害の未然防止を目的として、地域の自主安全活動を効果的に推進するため、地域安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議会の任務)

第3条 協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯協会の事業計画に基づく自主安全活動の実施に関すること。
- (2) 地域内の安全対策に関する調査、研究並びに安全対策の実施に関すること。
- (3) その他、地域の自主安全活動に関し、協議会として必要と認めるもの。

## (協議会の構成及び議決)

第4条 協議会は、学区地域安全連絡所（以下「学区連絡所」という。）の代表者で構成する。

- 2 協議会に会長・副会長を置く。
- 3 協議会の会議は、必要の都度開催し、細則の改正等重要事項は、出席者の過半数をもって、これを決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (地域安全連絡所等の設置等)

第5条 協議会の目的を達成するため、地域の自主安全活動の拠点として学区ごとに学区連絡所を、自治会ごとに地域安全連絡所（以下「連絡所」という。）を設置する。

- 2 学区連絡所及び連絡所に代表者を置く。
- 3 連絡所代表者を補佐するため、自治会内に地域安全委員（以下「委員」という。）1人を置く。ただし、大規模自治会については、複数の委員を置くことができる。
- 4 連絡所代表者及び委員は、防犯協会長と警察署長の連名により委嘱する。
- 5 連絡所代表者及び委員の任期は委嘱状交付日から1年間とする。

(連絡所代表者等の任務)

第6条 学区連絡所代表者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学区内の連絡所及び他の学区連絡所並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 学区内の地域安全に関する住民の要望、意見等のとりまとめに関すること。
- (3) 学区地域安全連絡会の設置及び運営に関すること。
- (4) その他、自主安全活動に必要な活動に関すること。

2 連絡所代表者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学区連絡所及び学区内の連絡所並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 地域安全に関する住民の要望、意見等のとりまとめに関すること。
- (3) その他、自主安全活動に必要な活動に関すること。

3 委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 連絡所との連絡調整に関すること。
- (2) 防犯運動等への参加及び呼びかけに関すること。
- (3) 防犯パトロール・防犯診断の計画、実施に関すること。
- (4) その他、自主安全活動に必要な活動に関すること。

(学区地域安全連絡会の構成)

第7条 学区地域安全連絡会は、学区連絡所代表者及び連絡所代表者、委員並びに警察官 交番、駐在所等関係機関、団体で構成する。

(表示板等の設置)

第8条 学区連絡所に表示板を設置する。

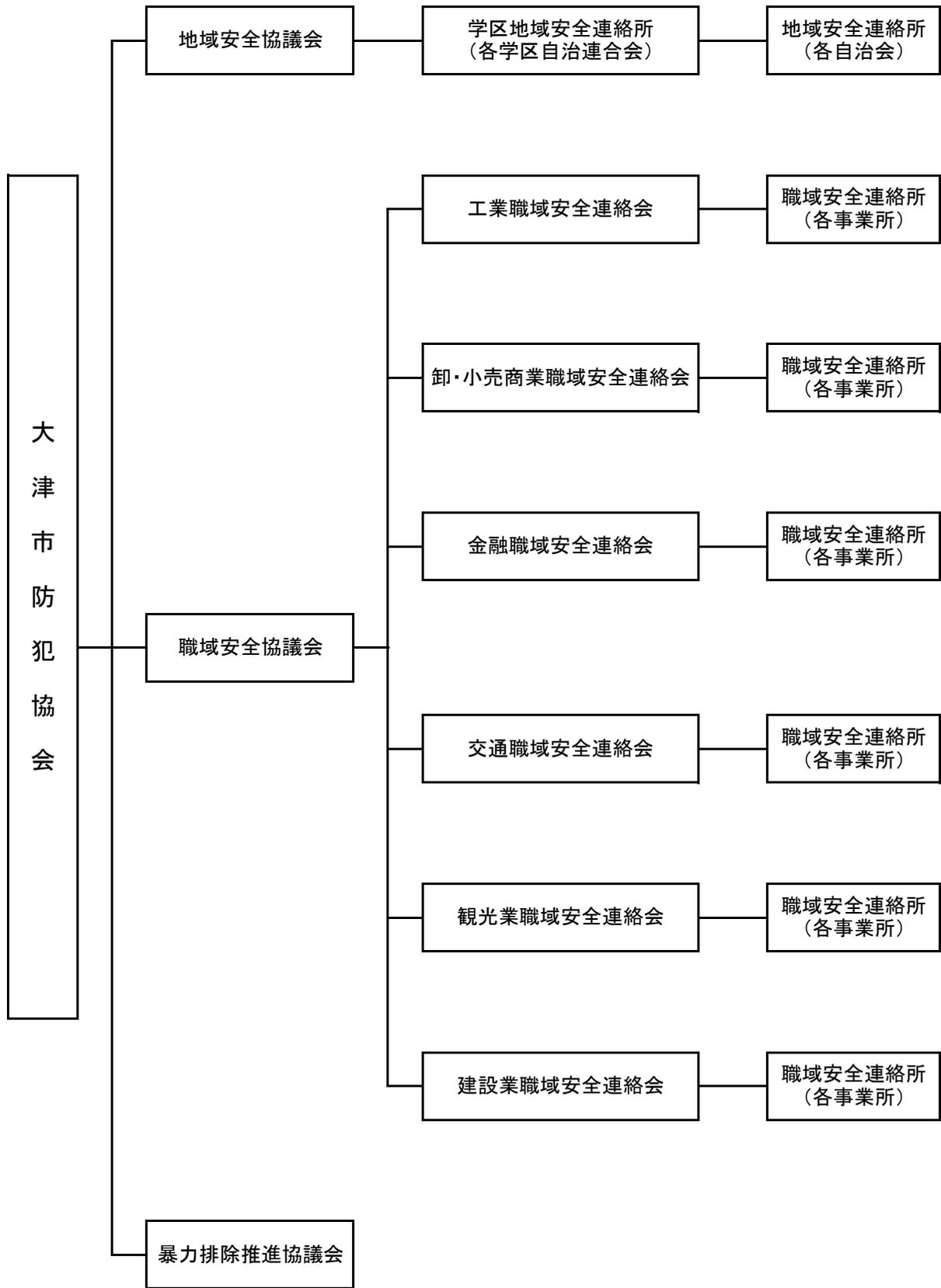
(庶務)

第9条 協議会の庶務は、大津市役所、大津警察署及び大津北警察署の担当課において行う。

付則

- 1 この細則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成7年7月10日から施行する。
- 3 この細則は、平成18年7月3日から施行する。

# 大津市防犯協会組織図



令和8年1月30日

学区自治連合会長 様

大津市教育委員会事務局  
生涯学習課長 川瀬 睦

令和8年度 人権・生涯学習推進員の推薦について（依頼）

平素は、「人権・生涯」学習の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市におきましては、地域における女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の人権に関する重要課題に対して幅広く人づくり、地域づくりを含めて人権学習の総合推進の取り組みを進めるにあたり、市内全自治会に人権・生涯学習推進員を置きました。つきましては、主旨をご理解いただき、「人権・生涯」学習推進のために令和8年度におきましても各自治会より人権・生涯学習推進員のご推薦をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

1. 任期 委嘱状交付の日から令和9年3月31日まで

2. 活動内容

- ・自治会、各種団体との連絡調整等の世話役活動
- ・住民団体への啓発並びに集会への参加呼びかけ等の啓発活動
- ・地域人推協への参画並びに地区懇談会の開催等の組織活動
- ・人づくり、地域づくりのための学習会の開催及び推進
- ・学習会、研修会への参加

3. その他 人権・生涯学習推進員は地域「人権・生涯」学習推進協議会の構成員としても活動していただきます。

令和8年1月30日

学区自治連合会長 様

大津市自治連合会  
会長 前川 賢慈

令和8年度「学区自治連合会」及び「自治会」の役員報告について（依頼）

大寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、各学区自治連合会の各種役員をご報告いただくとともに、各自治会の役員につきましても、別添のとおり依頼致しますので、取りまとめについてご配慮下さいますよう、お願い申し上げます。

## 記

- 1 報告書 別添様式のとおり
  - ・添付の注意事項をご確認ください。
  - ・ご提出いただいた「学区自治連合会役員報告書」及び「自治会役員報告書」に基づき「大津市自治会役員名簿」を作成します。  
(自治会長氏名、住所、電話番号、各自治会の世帯数を掲載)
  - ・自治会長及び学区自治連合会長の連絡先は、以下の場合に提供します。
    - ①行政関係部署（大津市、滋賀県等）への提供
    - ②事業者等から問合せがあった場合（支障がある場合は、その旨ご連絡ください。）
      - A) 官民境界確定の立会 (例：土地家屋調査士事務所、測量会社等)
      - B) 開発関係協議 (例：マンション新設工事業者等)
      - C) 不動産売買に伴う自治会案内及び自治会加入挨拶等  
(例：不動産業者、当該自治会転入者等)
      - D) 工事関係挨拶及び説明 (例：下水工事業者等)
      - E) その他開示しないことによって当該自治会が不利益を受けると思われるもの  
(提供前に提供可否を自治会長に確認いたします。)
- 2 提出期限 令和8年4月20日(月)までに大津市自治連合会事務局までご提出ください。  
※各役員を選出する総会が提出期限以降の開催となる場合は、総会后、速やかにご提出くださいますよう、ご協力お願いいたします。
- 3 その他 学区自治連合会・自治会役員報告書原本は、大津市自治連合会事務局において、また、各委員報告書原本は、各所属団体において厳重に保管いたします。

#### 事務局担当について

学区内で事務局長等、事務を司る方がいらっしゃる場合、ご記載ください。

#### デジタル担当について

大津市自治連合会事務局や、大津市市民部自治協働課から、デジタル化等（大津市自治連合会ホームページや、回覧板プラットフォーム等）について、お問い合わせさせていただく場合に、事務的に携わっておられるなど直接ご連絡窓口になっていただける方がいらっしゃる場合、ご記載ください。

**任意での報告**であることから、適任の方がいらっしゃらない場合はご記入いただく必要はございません。

会長、副会長と同じ方をご記載いただいても問題ありません。

#### 報告書の記入について

学区自治連合会長氏名、フリガナ等については、正確にご記入ください。  
前年度より継続される場合に連絡先に変更がない場合にも必ず記載ください。

#### 自治会役員（氏名・住所・連絡先）の訂正・変更について

自治会役員報告書提出後に、報告書の内容（自治会長氏名・フリガナ・連絡先）に訂正のある場合、また、自治会長に変更があった場合は、当該学区自治連合会にご報告をお願いしておりますので、自治会から報告がありましたら、当会へご報告をお願いいたします。

#### 世帯数の変更について

加入世帯数は、大津市の自治会等報償金の算出基準日が4月1日現在の加入世帯数となっているため、その後変更があった場合でも、大津市自治連合会へのご報告の必要はありません。

#### 報告書の提出について

自治会役員報告書は3枚つづりになっておりますので、以下のとおりご提出ください。

##### 【提出先】

- ① 「学区自治連合会役員報告書」「自治会役員報告書」・・・大津市自治連合会事務局
- ② 「地域安全代表者連絡所」「地域安全委員」・・・大津市防犯協会（自治協働課）
- ③ 「人権・生涯学習推進員」・・・公民館・コミュニティセンター

## 令和8年度 学区自治連合会役員報告書

学区

役職名	氏 名	住 所	連絡先
会長	(フリガナ)		(携帯)
	生年月日	電子メールアドレス	(自宅)
	昭和 年 月 日		(FAX)
役職名	氏 名	住 所	電話番号
副会長			
事務局 担当 (任意記入)			
デジタル担 当 (任意記入)			

令和8年1月30日

令和8年度に自治会長を務めていただく皆様

大津市自治連合会  
会長 前川 賢慈

令和8年度自治会役員の報告について（依頼）

大寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の活動に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会では行政機関との連絡及び調整、事業者からの問い合わせ対応のため、大津市自治会役員名簿を作成しており、来年度についても作成いたします。

つきましては、下記のとおり各自治会役員のご報告についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 報告書 別添様式のとおり
- 2 第三者への提供について 裏面のとおり
- 3 提出期限 学区自治連合会が指定する日までに学区自治連合会へご提出ください。
- 4 その他 自治会役員報告書原本は、大津市自治連合会事務局において保管いたします。

## —第三者への提供について—

- ・ご提出いただいた「自治会役員報告書」に基づき「大津市自治会役員名簿」を作成し、行政関係部署（大津市、滋賀県、大津市社会福祉協議会、大津市公園緑地協会）へ提供します。
- ・大津市自治会役員名簿には、自治会長の「氏名」「住所」「電話番号」「自治会世帯数」を掲載します。
- ・大津市、滋賀県等に提供された大津市自治会役員名簿は、公文書とされる可能性があるため、「氏名」のみ公開対象となる場合があります。
- ・事業者等から問合せがあった場合、以下の条件に合致する場合に限り、連絡先の提供を行います。
  - A) 官民境界確定の立会に必要な場合（提供先例：土地家屋調査士事務所、測量会社等）
  - B) 開発関係協議等に必要な場合（提供先例：マンション新設工事業者等）
  - C) 不動産売買に伴う自治会案内及び自治会加入挨拶等に必要な場合  
(例：不動産業者、自治会への転入希望者)
  - D) 工事関係挨拶及び説明に必要な場合（例：下水工事業者等）
- ・上記4条件に合致しない場合は第三者の事業者等への連絡先の提供は行いませんが、開示しないことによって自治会が不利益を受けると当会が判断する場合は、連絡先の提供可否について自治会長に確認の連絡を行います。
- ・事業者等への情報提供に支障がある場合は、予め大津市自治連合会事務局(521-5900)までご連絡ください。
- ・副会長の連絡先は、当会でのみ緊急連絡先として利用し、第三者への提供は行いません。

## —注意事項—

### 報告書の記入について

- ・必ず令和8年度の自治会長がご自身でご確認の上、記入してください。
- ・自治会名及び会長氏名、フリガナ等については省略せず、正確にご記入ください。
- ・「性別欄」については地域活動の場における男女共同参画推進の基礎データとするため設けておりますが、回答を強制するものではございません。ご協力いただける範囲内でご回答ください。
- ・加入世帯数は、大津市の自治会等報償金の算出基準日が4月1日現在の自治会加入世帯数となっているため、令和8年4月1日現在の正確な数値の報告をお願いいたします。  
4月2日以降に世帯数の変更があった場合、ご報告の必要はございません。
- ・組回覧数、ポスター掲示数につきましては、必要な部数をご記入ください。

### 自治会役員（氏名・住所・連絡先）の訂正・変更について

- ・自治会役員報告書提出後に、報告書の内容（自治会長氏名・ふりがな・連絡先）に訂正のある場合や、自治会長に変更のあった場合は、すみやかに当該学区自治連合会を通じ、ご報告をお願いいたします。

## 令和8年度 自治会役員報告書

学区
----

フリガナ		自治会加入世帯数	非加入世帯数	組回覧数	ポスター掲示数
自治会名	自治会		わかる範囲で結構です		

(注)加入世帯数については、当該年度4月1日(新設は設立時)現在の数を記入してください。

(注)連絡用メールアドレスは、メールの方が連絡が付きやすい場合にご記入ください。

(注)裏面をご確認いただき令和8年度に会長を務めていただく方ご自身でご記入をお願いいたします。

役職	氏名	性別	住所	連絡先 電話番号 連絡用メールアドレス
フリガナ				連絡のつきやすい電話番号をご記入ください (電話) - - (メール)
会長			〒520- 大津市	メールの方が連絡が付きやすい場合ご記入ください
副会長				(電話)
				(電話)
				(電話)
				(電話)

自治会館	有 ・ 無
------	-------

## —第三者への提供について—

- ・ご提出いただいた「自治会役員報告書」に基づき「大津市自治会役員名簿」を作成し、行政関係部署（大津市、滋賀県、大津市社会福祉協議会、大津市公園緑地協会）へ提供します。
- ・大津市自治会役員名簿には、自治会長の「氏名」「住所」「電話番号」「自治会世帯数」を掲載します。
- ・大津市、滋賀県等に提供された大津市自治会役員名簿は、公文書とされる可能性があるため、「氏名」のみ公開対象となる場合があります。
- ・事業者等から問合せがあった場合、以下の条件に合致する場合に限り、連絡先の提供を行います。
  - A) 官民境界確定の立会に必要な場合（提供先例：土地家屋調査士事務所、測量会社等）
  - B) 開発関係協議等に必要な場合（提供先例：マンション新設工事業者等）
  - C) 不動産売買に伴う自治会案内及び自治会加入挨拶等に必要な場合  
(例：不動産業者、自治会への転入希望者)
  - D) 工事関係挨拶及び説明に必要な場合（例：下水工事業者等）
- ・上記4条件に合致しない場合は第三者の事業者等への連絡先の提供は行いませんが、開示しないことによって自治会が不利益を受けると当会が判断する場合は、連絡先の提供可否について自治会長に確認の連絡を行います。
- ・事業者等への情報提供に支障がある場合は、予め大津市自治連合会事務局(521-5900)までご連絡ください。
- ・副会長の連絡先は、当会でのみ緊急連絡先として利用し、第三者への提供は行いません。

## —注意事項—

### 報告書の記入について

- ・必ず令和8年度の自治会長がご自身でご確認の上、記入してください。
- ・自治会名及び会長氏名、フリガナ等については省略せず、正確にご記入ください。
- ・「性別欄」については地域活動の場における男女共同参画推進の基礎データとするため設けておりますが、回答を強制するものではございません。ご協力いただける範囲内でご回答ください。
- ・加入世帯数は、大津市の自治会等報償金の算出基準日が4月1日現在の自治会加入世帯数となっているため、令和8年4月1日現在の正確な数値の報告をお願いいたします。  
4月2日以降に世帯数の変更があった場合、ご報告の必要はございません。
- ・組回覧数、ポスター掲示数につきましては、必要な部数をご記入ください。

### 自治会役員（氏名・住所・連絡先）の訂正・変更について

- ・自治会役員報告書提出後に、報告書の内容（自治会長氏名・ふりがな・連絡先）に訂正のある場合や、自治会長に変更のあった場合は、すみやかに当該学区自治連合会を通じ、ご報告をお願いいたします。

令和8年1月30日

自治会長 様

大津市市民部 自治協働課長  
大津市教育委員会 生涯学習課長

### 行政協力委員の選任について（依頼）

寒冷の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本市市政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本市では、地域の自主安全活動や、人権学習の推進を目的に、各自治会から行政協力委員を選出いただき、様々な活動に取り組んでいただいているところです。

令和8年度につきましても、行政協力委員の選任についてご協力賜りますようお願い申し上げます。

大津市防犯協会事務局

大津市 市民部自治協働課内

担当 岸田 柳下

TEL 077-528-2816

FAX 077-523-0411

大津市教育委員会事務局

生涯学習課

担当 奥山

TEL 077-528-2635

FAX 077-523-5735

【参考資料】行政協力委員等の役割及び名簿の利用目的について

役職名	<b>地域安全連絡所代表者</b>
所管課	大津市防犯協会（自治協働課内 TEL 077-528-2816）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区地域安全連絡所及び関係機関、関係団体との連絡調整。</li> <li>・防犯活動等(防犯パトロール、防犯診断、研修会など)への参加及び呼びかけ。</li> <li>・その他、自主防犯活動。</li> </ul>
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・防犯活動保険加入(保険料は大津市防犯協会負担)</li> <li>・研修会開催通知等の案内</li> </ul> (記入していただいた個人情報、本事業の目的以外には利用いたしません。)
依頼人数	各自治会から1名
役職名	<b>地域安全委員(※1)</b>
所管課	大津市防犯協会（自治協働課内 TEL 077-528-2816）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域安全連絡所との連絡調整。</li> <li>・防犯活動等(防犯パトロール、研修会)への参加。</li> <li>・その他、自主防犯活動。</li> </ul>
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・防犯活動保険加入(保険料は大津市防犯協会負担)</li> </ul> (記入していただいた個人情報は、本事業の目的以外には利用いたしません。)
依頼人数	地域の実情に応じて任意選出
役職名	<b>人権・生涯学習推進員</b>
所管課	生涯学習課（TEL 077-528-2635）
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域「人権・生涯」学習推進協議会(以下、地域人推協)及び大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会(以下、人推協連)が開催する各種人権講座、学習会等の事業への参加。</li> <li>・地域人推協活動への参画や協力。</li> <li>・学習成果の家庭や地域への普及。</li> </ul>
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状等の送付</li> <li>・市への補助金申請添付資料</li> <li>・地域人推協及び人推協連からの各種講座案内、連絡等</li> </ul> (※2)地域人推協を通しての活動となるため、地域人推協に対し、当該学区「人権・生涯」学習推進員の情報を提供する旨をご了承ください
依頼人数	①130世帯未満は1人、②130世帯以上は2人、③学区自治連合会長及び副会長、④上記①～③の総数を上限とし、不足があれば地域人推協役員や公募により補填することができる

(※1)地域安全委員の選出は任意。また、地域安全委員は地域安全連絡所代表者による兼務も可。

(※2)原則として、外部への名簿の貸出や個人情報の開示には一切応じておりません。  
それぞれの委員・役員に関する詳細については、各所管課宛にお問い合わせください。

# 令和8年度 地域安全連絡所代表者、地域安全委員報告書

## 学区

フリガナ	
自治会名	自治会

役職名	地域安全連絡所代表者
所管課	大津市防犯協会（自治協働課内 TEL528-2816）
役割 (依頼人数)	<ul style="list-style-type: none"><li>学区地域安全連絡所及び関係機関、関係団体との連絡調整。</li><li>防犯活動等(防犯パトロール、防犯診断、研修会など)への参加及び呼びかけ。</li><li>その他、自主防犯活動。</li></ul>
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>委嘱状の交付</li><li>防犯活動保険加入(保険料は大津市防犯協会負担)</li><li>研修会開催通知等の案内</li></ul>

役職名	地域安全委員(※)
所管課	大津市防犯協会（自治協働課内 TEL528-2816）
役割 (依頼人数)	<ul style="list-style-type: none"><li>地域安全連絡所との連絡調整。</li><li>防犯活動等(防犯パトロール、研修会)への参加。</li><li>その他、自主防犯活動。</li></ul> (地域の実情に応じて任意選出)
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>委嘱状の交付</li><li>防犯活動保険加入(保険料は大津市防犯協会負担)</li></ul>

(※) 地域安全委員の選出は任意。また、地域安全委員は地域安全連絡所代表者による兼務も可。

役員名	氏名	生年月日(西暦)	郵便番号・住所	電話番号	備考
地域安全連絡所代表者		年 月 日	〒 520 -		
地域安全委員 (任意)		年 月 日	〒 520 -		

ご記入いただいた個人情報は厳重に管理し、委嘱状の交付や活動保険の加入など、本事業の目的にのみ利用させていただきます。

## 令和8年度 人権・生涯学習推進員報告書

学区

フリガナ		自治会加入世帯数
自治会名	自治会	世帯

役職名	人権・生涯学習推進員
所管課	生涯学習課 (Tel 077-528-2635)
役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域「人権・生涯」学習推進協議会(以下、地域人推協)及び大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会(以下、人推協連)が開催する各種人権講座、学習会等の事業への参加。</li><li>・地域人推協活動への参画や協力。</li><li>・学習成果の家庭や地域への普及。</li></ul>
名簿作成の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状等の送付</li><li>・市への補助金申請添付資料</li><li>・地域人推協及び人推協連からの各種講座案内、連絡等</li></ul> (※地域人推協を通しての活動となるため、地域人推協に対し、当該学区「人権・生涯」学習推進員の情報を提供する旨をご了承ください)
依頼人数	①130世帯未満は1人、②130世帯以上は2人、③学区自治連合会長及び副会長、④上記①～③の総数を上限とし、不足があれば地域人推協役員や公募により補填することができる

役員名	氏名	郵便番号・住所	電話番号	備考
人権・生涯学習 推進員		〒520-		
		〒520-		